

経過的居宅給付支給限度基準額の 下限の額について（案）

(注) 厚生大臣が定める経過的居宅給付支給限度基準額の下限の額については、平成11年度第4四半期に定められる予定の介護報酬一括告示に盛り込むことを想定しているが、地方自治体等の準備に資するため、事前に基本的な考え方を示すものである。

- 「特定市町村」は、厚生省令で定めるところにより、
 - ① 経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額
又は
 - ② 法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額に対する経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の割合
 を条例において定める（施行法第1条第3項）ものとされているが、経過的支給限度基準額は、厚生大臣が定めた経過的居宅給付支給限度基準額のそれ
ぞれの額の下限の額を下回ることができない（施行法第1条第2項）ものとされている。
- ✓ ○ 厚生大臣が定める経過的居宅給付支給限度基準額の下限の額については、法定居宅給付支給限度基準額の5割程度とすべきと考える。
- ✓ ○ この理由は、次のとおり。
 - (1) 法定居宅給付支給限度基準額は、全国的に標準的なサービスの水準に対応したものとするのに対し、経過的居宅給付支給限度基準額の下限の額は、全国的に最低限度確保すべきサービスの水準に対応したものであることから、少なくとも標準の半分は確保されるべきと考えられること。
 - (2) なお、平成12年度の全国平均の利用希望率（平均的な居宅サービス利用希望量／法定居宅給付支給限度基準額）は約44%であり、5割程度とすれば平均的な利用希望意向は満たす水準となること。

(参考)

特定市町村について

1 法定居宅給付支給限度基準額に関する経過措置（施行法第1条）

- 居宅サービス、福祉用具購入及び住宅改修については、その各々に係る支給限度基準額を定めるものとされており、これらは、「法定居宅給付支給限度基準額」と総称される。
- ところが、サービスの供給体制の整備が立ち遅れているために、サービスの必要量の見込みがサービスの提供量の見込みを上回るときは、法定居宅給付支給限度基準額をそのまま適用すると、特定の者が早い者勝ちにサービスを利用するという不公平を惹起することになってしまう。
- このため、市町村は、特に必要と認める場合においては、政令で定める日までの間は、法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額に代えて、これを下回る額を当該市町村における支給限度基準額のそれぞれの額とすることができます（施行法第1条第1項）ものとされている。これらは、「経過的居宅給付支給限度基準額」と総称される。

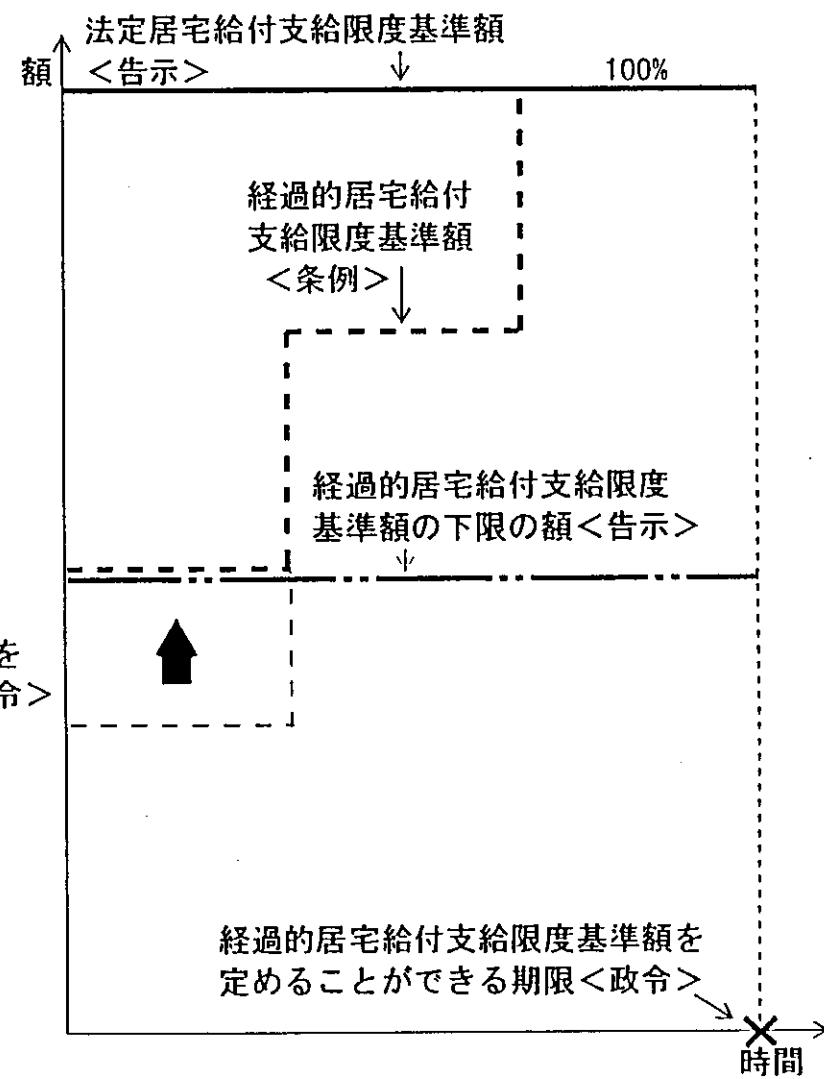
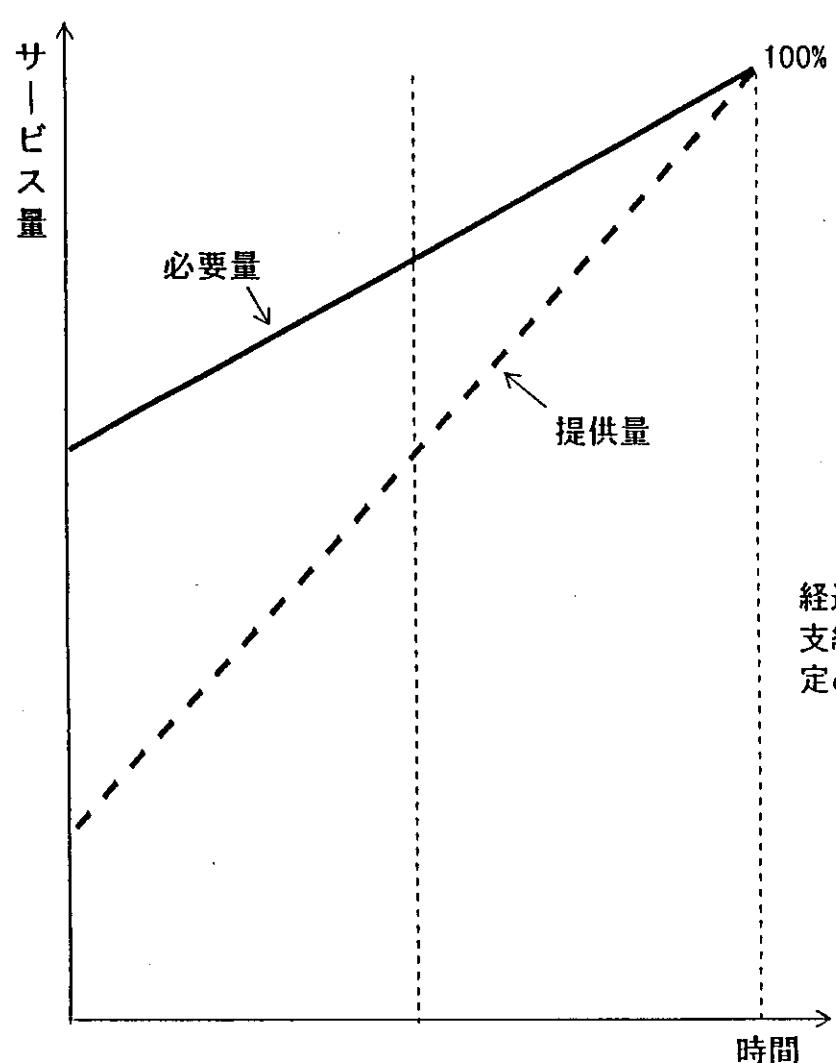
↓
市町村条例による
- この場合、経過的居宅給付支給限度基準額を定める市町村、すなわち、「特定市町村」は、厚生省令で定めるところにより、
 - ① 経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額
又は
 - ② 法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額に対する経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の割合を条例において定める（施行法第1条第3項）ものとされているが、経過的支給限度基準額は、厚生大臣が定めた経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の下限の額を下回ることができない（施行法第1条第2項）ものとされている。

↓
市町村条例による

2 特例居宅介護サービス費等の支給の経過的特例（施行法第2条）

- 市町村は、次に掲げる場合には、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を支給する（法第42条第1項及び第54条第1項）ものとされている。
 - ① 要介護認定の申請日前に、緊急その他やむを得ない理由による指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき
 - ② 居宅要介護被保険者が、基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき
 - ③ 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき
 - ④ その他政令で定めるとき
- これについては、特定市町村に関する特例が定められている。すなわち、特定市町村は、厚生大臣が定める基準に該当する地域以外の地域に住所を有する者についても、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるときは、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を支給する（施行法第2条）ものとされている。

特定市町村の仕組み



法定住宅給付支給限度基準額と
経過的住宅給付支給限度基準額との関係